資 料

- 1 諮問文
- 2 横浜市公文書公開審査会委員名簿
- 3 答申までの審議経過
- 4 検討項目ごとの主な意見
- 5 総合型個人情報保護条例に関する研究会提言
- 6 市民ヒアリング時の意見
- 7 その他市民から寄せられた意見
- 8 有識者講話会の概要
- 9 横浜市公文書の公開等に関する条例

市市情第25号平成9年5月26日

横浜市公文書公開審査会 会長 森 英 雄 様

16

横浜市長 高 秀 秀 信

公文書公開制度等のあり方について (諮問)

横浜市の公文書公開制度は、公文書公開条例制定後 10 年を経過することとなり、市民の制度に関する関心も高まっております。

近年における社会・経済情勢の変化の中で、市政に関する市民の情報ニーズの多様化に対応する、より充実した公文書公開制度等のあり方について、幅広い角度からの検討をする必要があり、「横浜市公文書の公開等に関する条例」第 16 条第 2 項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

諮問事項 公文書公開制度等のあり方について・

横浜市公文書公開審査会委員名簿

~平成10年3月31日

		氏	名	職名
0	森		英雄	弁 護 士
0	島	田	茂	横浜市立大学商学部教授
		辺	夏雄	横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授
	池	田	陽子	弁護士
	中	Л	美佐子	関東学院大学経済学部教授

(◎は会長, ○は会長職務代理者)

平成10年4月1日~

		氏	名	職名
0		辺	夏雄	横浜国立大学大学院国際経済法学研究科教授
0	島	田	茂	横浜市立大学商学部教授
	池	田	陽子	弁護士
	中	Ш	美佐子	関東学院大学経済学部教授
	鈴	木	繁次	弁護士

(◎は会長, ○は会長職務代理者)

答 申 ま で の 審 議 経 過

回	開催日	審 議 内 容
第 1 回	平成9年 6月23日	会議運営事項の検討、検討項目の選定
第2回	7月11日	会議運営事項の決定
第3回	8月11日	検討項目の決定
第4回	9月29日	(以降, 各項目ごとの審議) 文書管理の現状と対象公文書の範囲
第 5 回	10月20日	知る権利,実施機関の範囲,請求権者の範囲
第6回	11月17日	市民ヒアリング
第7回	12月 2日	非公開事由
第8回	平成10年 1月12日	非公開事由
第 9 回	2月16日	個人情報保護のあり方・非公開事由
第10回	3月24日	審議会等の会議の公開のあり方
第11回	4月13日	手数料
第12回	5月25日	外郭団体の情報公開
第13回	6月19日	有識者講話会(横浜国立大学名誉教授 成田頼明氏)
第14回	7月13日	市民ヒアリング
第15回	8月18日	これまでの議論の取りまとめ(中間取りまとめ(案)の検討)
第16回	8月19日	これまでの議論の取りまとめ(中間取りまとめ(案)の検討)

回	開催日	審議内容
第17回	平成10年 9月22日	条例の名称、制度の適正利用、在否応答拒否
第18回	10月23日	答申の草稿作成(情報公開制度の目的,手数料)
第19回	11月13日	答申の草稿作成(対象公文書の範囲、文書の保存・管理)
第20回	12月17日	答申の草稿作成(非公開事由),市民ヒアリング
第21回	平成11年 1月21日	答申の草稿作成(実施機関の範囲、公文書公開審査会の 審議のあり方、審議会等の会議の公開のあり方)
第22回	2月 5日	答申の草稿作成(全体構成,実施機関の範囲,公益上の理由による裁量的開示,市政情報の公開及び提供の推進,目的規定の見直し,手数料等)
第23回	3月 3日	答申(案)の検討
第24回	3月31日	答申の決定

検討項目ごとの主な意見

1 条例の名称

- 電磁的記録も公文書の中に入るとするなら、条例の名称も「公文書公開条例」から 「情報公開条例」に変えるほうがよいのではないか。
- 一般的にも情報公開と言っており、この流れの中で公文書公開というと、対象を狭めているのではないかと思われる。条例は、公開請求権を明らかにするとともに、情報提供の総合的推進を姿勢ともしているので、名称は「情報公開条例」とするのがよいのではないか。

2 条例の理念・目的

- 「知る権利」については、条例に入れることの法的な意味がどういうところにあるのか、入れることによって何がどう変わってくるのかということを、少し慎重に検討した方がいいのではないか。
- 国の方も「知る権利」の問題についてはかなり議論をし、結局、「知る権利」という言い方では結論としては入れないということになったわけで、純法律学的に言えば、この国の姿勢の方がいいのではないか。ただ、憲法学の方から非常に批判があったということも留意しておく必要があるのではないか。
- 「知る権利」を入れるかどうかという議論も重要だけれども、参加とか、監視とか、 説明義務とかを入れるべきかという議論も重要ではないか。むしろこちらの方が重要 ではないか。
- 「知る権利」は、権利の内包・外延が不明確であり、条例に具体的な権利として取り入れにくいが、本来、こういうものは小回りの利く自治体が先進的にやって、やがて国が追認するというものではないか。裁判も下級審というのは新しい判断を出すものである。法律的に厳格にやるというのもひとつのやり方かもしれないが、開かれた市政でいくというイメージアップにつながるのではないか。
- 環境権が実定法の中に入れないのは、権利の内包・外延が分からないことであって、 裁判でも指摘されている。「知る権利」が、環境権よりもかなり限定されているとい うなら入れてもよいが、そこまでは行っていないと思う。
- 「知る権利」は、狭い範囲ながら環境権より裁判上では認知されている。
- 請求権者を、「何人も」とすることに異論はないとしても、「知る権利」を入れない と「何人」にできないということにはならないのではないか。
- 市民以外の人も, 「知る権利」を持っていると考えれば, 「何人説」は成り立つ。政 策判断ではなく, 憲法価値を実現するために決めるという考え方もあると思う。
- 「知る権利」については、最近の自治体の改正の動向を見ても、大体入れることが時代のすう勢になっている。この際、法律学的な議論の中で共通理解に達していないから入れるべきでないとするよりも、素直に「知る権利」を取り入れるという方法もあ

るのではないか。

- 原則公開は、今や誰も否定しない制度である。「知る権利」を認める自治体も増えつ つあるという段階で、なぜ消極的に考える必要があるのか。
- 抽象的権利か具体的権利かという議論が大分錯綜したが、大体の審査会の意見として は、抽象的権利としては認められるという結論となったと思う。
- 前文を置いて、そこに入れるのがよいのではないかと思う。
- 審査会としては、「知る権利」を理念として入れるべきということでよい。
- 「知る権利」と説明責務は表裏一体と考えて、入れるとするなら両方入れるべきでは ないか。
- 説明責務という概念はもっと能動的な義務であって、本来、地方自治体というのは住民の税金で成り立っているのだから、別に請求権を行使されなくても自ら進んで公開するんだというのが本来の説明責務の内容ではないか。請求があってから仕方なしに公開するというのは、これは説明責務の問題としては非常に狭過ぎる。だから、そういう意味では情報公開条例が広く、開示請求制度だけではなくて積極的に情報を公開する(情報提供も含め)、そういう条例であるならば、説明責務というのがすんなり入ってくるのではないか。
- 市民から市政を負託されていることから、市民に対して報告義務がある、それが説明 責務の基本ではないか。

3 実施機関の範囲(議会・出資法人等・市立大学)

(1)議会

- 議会を入れることについては、我々は行政の補助機関であるから、議会の自律性との 問題を少し慎重に考えないといけないのではないか。
- 議会は自律的な機能というのが非常に強いし、それは尊重しなければならないというような議論があった。こちらの方からどうこうと押しつけるのはどうか。今後、議会の方の御議論を注意してみたらどうか。
- 議会の動きを見ながらではなく、もっと積極的に我々は議会を入れるべきだという形でいった方がいいのではないか。
- 「議会については、その自主性を尊重すべきであり、議会の自主的な判断により、積極的な情報公開の推進が図られることを期待する」ということでよいのではないか。

(2)出資法人等

- 市民から見ると、横浜市とは別の法人にしているから情報公開の対象にならないとなると、何かおかしいのではという感覚はあるのではないか。
- 仮に外郭団体を実施機関としても、異議申立てがあった場合、行政庁となり得ない。 したがって、現行条例の中に、外郭団体を実施機関として含めるのは難しいのではな いか。
- 個々の外郭団体に対して、条例に準じた措置を促すくらいしかできないのではないか。

- 地方自治法上の権限に基づいて市が外郭団体から入手したものは、情報公開の対象に なるのは当然である。さらに、これ以外についても情報公開を推進すべきだとはいえ るが、外郭団体を条例上の実施機関とすることは無理ではないか。
- 外郭団体に対して、実施機関は法的な関与ができるのだから、この権限を駆使して、 その範囲内の文書の公開請求ができるようにした方がいいと思う。
- 市民が出資法人に求めていることは、法定の調査権限以外の情報である。自治法上の 権限を行使しろと言うと、ほかのところはやらなくていいようにとられかねない。
- 出資比率と外郭団体の行っている仕事と2つの観点から、外郭団体の情報公開について議論すべきである。また、商法法人は、民間との競争もあり、民間法人としての保護の点を考慮しなくてはならない。
- 外郭団体は非常に多様で、どこまでを公開対象とするかは難しいが、市が基本金等を 100%出資しているものは、市が行っているのと違わないので、対象としてもよいので はないか。
- 50%あるいは25%出資の商業法人は,100%出資の法人とはまるっきり性格が違う。 そういうものにどこまで踏み込むのかという観点から議論に入っていかないと,だめ なものを全部言っていたら,それこそ全部だめになってしまうのではないか。
- 答申の説明のところで、法人に対する出資の割合に応じて、公開の内容をいろいろと 考えるべきであると書いてはどうか。
- 「法人の性格や市との関係を踏まえて」とするとして、この辺をもう少し具体的に膨らませて考えていくべきではないか。

(3) 市立大学

- 市民に対してオープンだという姿勢を示した方が大学のあり方としていいので、大学 は実施機関として入れるべきではないか。
- 大学を独立の実施機関に加えることは、案外技術的な問題が含まれているのではない か。
- 大学を独立の実施機関に入れることによって、市立大学も情報公開するということが はっきり見えるという意味で、先進的なのかもしれない。
- 学長を独立の実施機関とするということでよいのではないか。大学の自治を守ることにもなる。
- 「大学における学問の自由と自治に配慮する」という一文を入れて、大学を実施機関 にするとなると、かえって隠すのではと受け取られる可能性はあるのではないか。
- 「学問の自由」,「大学の自治」等から,大学を独立の実施機関とすると,現行より 公開に後ろ向きになるという印象を与えるので現行のままでよい。

4 対象公文書の範囲の拡大

(1) 電磁的記録

- 今のすう勢から、実際の事務は大変だが、対象公文書に電磁的記録を入れるべきでは ないか。行政の電子情報化の進展に即して、できるところから実施していけばいい。
- 電磁的記録を除くと形骸化しかねない。

(2)決裁・供覧手続

- 公文書の定義については、簡明な形の方がその範囲は広がるような気もするが、実質的にいうと、横浜市の規定の仕方の方が中途半端なものが入らなくていいのではないか。
- 決裁・供覧という行政の内部的な基準で対象文書を確定していいのかどうか。しかし、 管理という言葉を使うと、決裁・供覧という言葉で限定されていたものが外れてしま うので、今度は、管理という概念を確立しなければならないという問題が出てくるの ではないか。
- 国は、決裁・供覧という手続要件で対象文書の範囲を画することは適切ではないとして排除しているのではないか。
- 職員会議の議事録のように、校長が判こを押していれば別だが、正式な手続も何もないのが公文書かどうかという問題がある。だから国みたいに決裁・供覧を外していいものかどうか問題があるのではないか。
- 対象公文書の範囲はできるだけ広げ、公開できない情報は非公開事由としてとらえていこうという中で、対象公文書としての組織共用文書を狭く限定してしまうとなると、問題があるのではないか。
- 担当者案, 係案は, メモの域を出ないかもしれないが, 課長はどこの役所でも一定の 権限を持っているのだから, 課案以上は, 組織共用文書と考えるべきではないか。
- 最終結論に一定程度の影響力を与えるような段階ということになると、課案以上では ないか。
- 公文書であるから、非公開事由と公文書性とを余り一緒に考えないで、公開を前提とした公文書というような考えではなく、公文書は公文書ということをまず考え、公開・非公開というのは各実施機関の問題、不服があれば審査会の問題、あとは裁判の問題だというふうに考えるべきで、公文書になったものは必ず公開しなくてはいけないから間口をうんと狭めるという思考方法をとることはない。

5 適正利用に関する利用者の青務

○ 請求者を「何人も」とする以上、濫用的な大量請求に対する何らかの防御措置は必要ではないか。大量請求者に対して、有料制だとして手数料を払わないなら公開しないとした方が説得力はある。

- 手数料を取ることにより、濫用的な大量請求に対してどれほどの実効性があるかは疑問である。しかし、いずれにせよ、条例の中に適正な請求という表現を設けることは必要ではないか。
- 濫用的な大量請求に対する措置を設けずに臨機応変に対応するよりは、やはり何らか の規定を作っておくほうがよい。
- 大量請求には、本当に必要で行っている事例がある一方で、濫用的な大量請求もある。 訴訟と違って、それを窓口で一義的に見極めることはできないのではないか。
- 権利濫用というのは、私的な権利主張のときに言われる法理であって、公文書公開請求権の濫用というのが理論的に成り立つのか疑問ではあるが、権利濫用は、再度、手数料の問題と絡めて議論してはどうか。

6 開示決定等の期限の特例

- 権利の濫用に当たるような大量請求については、国の法案や東京都の提言を見ても、 開示決定までの期間を延ばす等さまざまな方法で対応しており、請求を拒否する案は ない。
- 国の法案のように、はっきりと「行政文書が著しく大量であることにより……」という大量請求に対する規定を入れてはどうか。

7 請求権者の範囲の拡大

- 横浜市民も他の地方自治体の情報を入手する場合があるんだから、横浜市民と限らない方がいいのではないかという「何人説」的な意見もあるけれども、市民参加ということを前面に出していた場合には、やはり市民に限定すべきであろうという意見が、出てくるのではないか。
- 情報公開請求権というのは憲法上の権利を確認するということだったら,「何人も」でもいいのかなという気がするが,裁判は,一般的に情報公開請求権というのは条例によって創設された権利であるとし,憲法には,直接の根拠を求めていないのではないか。
- 「利害関係」では、実施機関が請求者に利害関係がないと判断したら、あとは、異議申立てか裁判しかない。その場合に、「何人も」としておけば、行政側でも判断は不要だし、請求者も、利害関係の証明なしに、難なく請求権を行使できるから、やはり、「何人も」がよいだろう。
- 請求権者の範囲も重要な問題である。「知る権利」を認めるなら、「何人」にすべき である。
- 手数料を取るなら、「何人も」としてしまうこともいいのではないか。マニア的な人なども増えるだろうから、そういったものに対する担保があるのであれば、情報であるから、だれでもいいという本来の姿に戻ってもいいのではないか。

8 非開示事由の限定による情報公開の推進

(1) 非開示事由

○ 9条(非公開事由)は、現行条例では、「公開しないことができる公文書」となっているが、はっきりと「実施機関の開示義務」と条文を改めた方がよい。

<個人情報>

- 個人情報について、今の識別型というのが非常によく詰められた上での議論ではあるが、個人が識別できれば何でも非公開というのでは範囲が広すぎるのではないか。
- 個人情報の決め方について、個人識別型では非公開の範囲が広すぎるという主張が、 先日実施した市民ヒアリングでもあった。
- 個人が識別されるものの情報がすべて重要な法的価値を持っているとは言えないので はないか。
- 個人識別型において、本市のただし書は貧弱ではないか。個人情報でここに該当しないものもフォローできるような文言をただし書の中に入れてはどうか。
- プライバシー型の「知られたくないと望むことが正当であると認められる」という判断を誰がするのかは難しい。識別型で、ただし書でどの程度のものを縛るかということを、プライバシー型と比較しながら審議してみてはどうか。
- もともとプライバシーは本人の問題なのに、他人が判断する点に問題があるのではないだろうか。
- 保護に値しないような個人情報は非公開から除くとともに、公益上の観点から積極的 に公開すべき個人情報を除けるような規定を置かなければならないのではないか。

また、公務員情報を特別扱いするかということと、「その他公開をすることが公益 上必要であると認める情報」という規定を入れるかどうかということも、検討の必要 があると思う。

現行条例では、ただし書で「許可、免許、届出その他に相当する行為に際して作成し、又は取得した情報で、公開することが公益だと認められる」という規定しか置いていないし、これも「許可、免許、届出」に限定すべきなのだろうか。国の要綱案でも採用されておらず、古い規定ではないか。

- また、「公表することを目的として作成した情報」の規定や「公務員情報」の規定を 設けて公開していくというよりも、要綱案のように「慣行として公にされている情報、 又は公にすることが予定されている情報」という規定の方がスマートな気がする。
- 個人情報における公務員の職務遂行に係る情報については、かっこ書で「国家公務員 法第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法の第2条に規定する地方公務 員」と入れるのがよいのではないか。
- 公務員情報の場合、問題となるのは氏名であり、氏名の公開・非公開を運用でいくか、 規定を設けるかではないか。
- 公務員情報を公にすることによって職員の生命に危険が及ぶ場合など、職務遂行が困難になる場合、行政運営情報としてとらえられるのではないか。
- 公務員の問題については、まさに個人情報だということで全部隠していたのを何とか 公開する方向で広げていこうという背景を考えると、全部を行政運営情報で読み込む

のは無理ではないか。

- 氏名を公開の対象として、条文に入れるならば相当の限定をする、あるいは氏名を入れないでやはり運用でいくか、いずれかの判断ではないか。
- 公務員情報の非開示については相当程度、限定する必要があるのではないか。
- 公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合、開示することにより当該公務員 の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合等に限定し てはどうか。
- 氏名の公開について、説明義務の関係で、職責までは対象となっても、氏名まで果たして説明義務の中に入ってくるのかどうかということを考えると、慣行で扱えばいいという考え方もある。
- 一定の職務権限がない職員まで氏名を公開することは、相当心理的抵抗があるのではないか。

〈事業活動情報〉

- 事業活動情報については、支障がなければ現行のままでよいのではないか。
- 任意提供情報という新たなカテゴリーは必要ない。必要ならば、事業活動情報で読む か行政運営情報で読めばよいのではないか。

<財産等保護情報>

- 財産等保護情報は、個人情報と照らし合わせると、人の生命にかかわるようなことは 公開しなくてはならないということだと思う。
- 財産等保護情報を、個人情報と事業活動情報と行政運営情報の中に含めることは可能 なのではないか。
- 本市としての事例を分析して考えると、財産等保護情報の規定は、従来どおり残した 方がよいのではないか。

<国等関係情報>

- 地方分権に伴う地方自治法改正で、機関委任事務が法定受託事務となり、法律に基づいてやるのだから、法律の根拠が全部あるはずだ。
- 国等関係情報は、問題があるとしたら法令秘などで読めるので、削除してもよいのではないか。
- 国等関係情報は、削除してもよいのではないか。

<意思形成過程等情報>

- 意思形成過程等情報がえらく広いという指摘があるので、検討の必要があるのではないか。
- 意思形成過程等情報の公開については、審議会等の公開とも絡み、問題となってくる のではないか。
- 不当に利益を与えるとか、不利益を与えるというのは、情報を知った人が特別利益を 得るという話ではなくて、公開されると何か別のことが起こることを念頭においてい るのではないか。
- 実際の例では、見た人と見ない人の間に差が出るという取り扱いをされて、反発を受

けている。

- 見た人と見ない人の間に差が出るといっても、努力した人が報われるという考え方も 十分あり得るのではないか。
- 「特定のものに不当に利益を与える」という表現は、検討すべきではないか。
- 「特定のものに明らかに利益を与えるか若しくは不利益を与える」というのを非開示 事由として入れることでいいのではないか。
- いろいろな公害の測定資料といったものを意思形成過程等情報でとめておくと, 5年 も10年もたって意味がなくなってしまうというのが結構あったように思う。非開示の 事由から, 「調査研究等」という言葉を削る方がよいのではないか。
- 大学の調査研究といった観点は入れておいた方がよい。
- 調査研究は行政運営情報の方にも入っているが、これはもう終わってしまった後でも 出さないという規定で、この意思形成過程等情報の場合は、今、調査研究中で公開で きないという意味になる。
- 研究は何か研究者の権利というような部分で絞れないだろうか。
- 意思形成過程等情報を改正する意味というのは、かつて、これを広げ過ぎて解釈し、 正当な解釈だったらとてもそこまで広げられないだろうというものまで対象としてい たという実態を、少しでも狭めようということだ。一種の解釈規定を文言の中に盛り 込んだと考えるならば、調査研究を入れておいても、その正当な運用ができるならば、 構わないのではないか。
- 審議,検討,協議「等」の「等」を入れておいて,調査・研究などが出てきたときに, 無理やり審議だとか検討の概念に当てはめて解釈するよりは,「等」で読み込んだ方 がいいのではないか。

<行政運営情報>

- 現行条例での事例の中には、当事者間の信頼関係という事由が、かなり広がってしまったという問題があった。
- 行政運営情報は限定した上で、置く必要があるのではないか。今までの裁判例でも、 これを適用する場合には立証責任が行政側にあると言っており、やたらに今後は非開 示条項が広がるということはなくなると思う。
- 行政運営情報については、相当程度、限定をして非公開範囲を狭める必要がある。

<法令秘情報>

○ 法令秘情報は、地方分権に対応できるような形に変更し、残しておく必要があるのではないか。

(2)公益上の理由による裁量的開示

- 原則公開を前提に、非開示項目を絞っているわけだから、さらに重ねて開示項目を置く必要はない。裁量的開示の項目を置くことによって、非開示事項がかえって狭く解釈されるのかなという印象を与えてしまうのではないか。
- 公益的理由による裁量的開示は、非常に政治的に使われるというおそれがあるので、 入れない方がよいのではないか。

- 今までこういう規定がなくて困ったという事例はないのであるから、将来予測もつか ないような希有な例を考えて、あえて入れる必要もないのではないか。
- 審査会が判断できない高度な行政的な内容ならば、請求がなかったとしても公開する というのが行政に求められる姿勢ではないか。

(3)存否に関する情報

- 地方自治体の場合は、国のような外交などの情報はないから、一般条項による規定で グロマー拒否*するのは不適切であり、個人情報に関するものに限って認めることと してはどうか。
- 個人情報だけではなく、法人や行政情報にもグロマー拒否の対象となる事例があるのではないか。
- グロマー拒否は、実施機関側で濫用されるおそれもあるのではないか。
- グロマー拒否規定を入れた場合、濫用をいかにしてチエックするか、また、不服申立 ての審議の方法も含めて、再度議論したらどうか。
- 市民ヒアリングでも、グロマー拒否はやめるべきとの意見も出ているし、我々の方で も濫用の危険から慎重に検討する必要があるのではないか。
- 拒否の理由を説明すること、そして個人のプライバシーに関する情報について限定することとしてはどうか。
- 病歴情報で非開示と言われると本当にあるんだなというのが分かってしまい、問題があるから、個人のプライバシーについては、やはり保護を強める必要があるのではないか。
- グロマー拒否したときは、直ちに審査できるとか、そういうような別規定を置いておいて、後回しにしないでやることはあると思う。個人のプライバシーだけに限ってしまうのは適当でないと思う。

*グロマー拒否 (Glomar denials)

当該文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報により保護される利益が害されることとなる場合に、当該文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することをいう。

開示請求を拒否するときは、開示請求に係る文書の存否を明らかにした上で拒否することが原則であるが、特定の個人の病歴等のように存否を応答することにより保護利益が害される場合があることが 指摘されている。

9 第三者保護に関する規定

- 情報公開法の制定に基づく著作権法の改正に伴い、第三者の保護規定を置くかどうか について、検討の必要があるのではないか。
- 今までは、「第三者に聴くことができる」でよいとされてきたが、著作権の問題が絡んでくると、開示の決定をしたことにより、訴訟で争われるケースなどが出てくる。 何らかの手当は必要ではないか。
- これからは、知的財産の分野は保護することが重要になってくるから、その手当は考える必要があるのではないか。
- 著作権法との関連では、国の情報公開法案第13条に沿った第三者保護手続の案を作ることとしてはどうか。

10 手数料等

- いかにも有料がひどいような感じがするが、ただといってもそれは税金である。要するに、請求者が負担するのがいいのか、市民全体が負担するのがいいかという問題ではないのか。
- 環境アセスメントや都市計画法の縦覧は無料ではないか、という意見があるが、情報公開は、無条件に出せるものとは異なり、公開に当たって作業があるのだから、その 実費については考える必要があるのではないか。
- 情報公開は、住民票交付のようなサービスと異なり、市民一般の知る権利と考えるならば、他県市はともかく、税金を払っている市民に対しては、無料とすべきではないか。
- 有料にした場合、副次的効果として、大量請求を押さえる効果があるが、大量請求イコール濫用的とは一概にいえないのではないか。
- 仮に「知る権利」を入れるとしても、それが無料に直結するとは、やはり思えない。
- それは直結することはないが、説得性は出てくるのではないか。
- 制度の健全性の意味で、大量請求や濫用の事例がある中で、全くの無料とするのは疑問がある。
- 目的がどうであろうと、その人の請求に基づくものであり、権利の行使に対しては、 それなりのコストがかかるのは当然だ。実施機関の方でコストがかかるなら、その幾 分かは請求者が負担するのは当然の法理だ。「知る権利」の有無とは関係ないと思う。
- 現行条例では、情報公開の請求権者を在住·在勤者等に限定しているが、これを何人 もとした場合、他県他都市からの請求に対しても、そのコストを横浜市が負担するの かという問題があるのではないか。
- 閲覧手数料300円は、減額すべきだということは言える。
- 金額の問題は、我々がここで決める問題ではない。余り高くて、公文書公開請求権であろうと「知る権利」であろうと、それを完全に実行できなくするようなものだったら問題ではあるが。
- 横浜市の情報公開の写しの交付手数料が1枚30円は、高いという気がする。
- 閲覧手数料の件数の数え方などについて、工夫をした上で、手数料は維持することと してはどうか。
- 「有料ではあるが、利用の妨げにならない、市民の利用しやすい金額とすべきである」というような書き方をすればよいのではないか。

11 文書管理の充実

- メモと公文書を区別するための認定が必要だが、どこで、どういうものを区別するかが難しい。
- 文書の適正管理について、条例上位置付けるべきであり、その上で規則等で保存管理 の基準を定めて公表すべきである。
- 対象公文書がすぐ分かるように、公文書検索システムの構築が必要ではないか。

12 公文書公開審査会の審議のあり方

○ 諮問案件がだんだん溜まってきているが、迅速化するための方法をいろいろ講じてみて、なお恒常的に審議案件が溜まるようであれば、審査会自体のあり方や審議のやり方自体を考え直さなければならない。そこで、累積諮問案件を大枠で分類するよう事務局に指示したが、これを基に議論してみてはどうか。

【注】大枠の分類

A:過去の答申の類似の案件

B:比較的早期に結論が出せる案件

C:一定程度の審議期間が必要な案件

D:大量かつ複雑な案件

- 例えば指導要録などは、何回も答申を出しているので、判断に変更がなければ、同じようなスタイルで答申が出せるのではないか。他にも同じようなパターンが幾つかできつつあるのではないか。
- 他の委員会などで私は経験したが、事件ごとに主査委員を置き、その人が全部調べて 審議した後、全体会議で結論を出すというやり方もある。時間を要する案件は、どな たか担当する委員が、事務局とともに調べて概略の結論を出して全体会議に諮ってい ただくという方法もあるのではないか。
- 主査を置く方法は、非常によいと思うが、おそらく予算の関係があるのではないか。 前回の議論の概略を記録する方法については、裁判所の書記官制度のようなものがあ るといいが、今の事務局体制ではどうか。フィージビリティースタディー(実現可能 性の検証)をすると大丈夫かなという気がする。
- 裁判所の裁判官の定員は、たとえば横浜地裁に総勢何人置くかは、やはり事件数に応じてだろう。審査会の委員についても同じように、審査件数によって、何人必要になるか出てこないのだろうか。
- 審査会の委員数は、案外弾力的にできるやり方もあるのではないか。
- 委員を増やすにしても、行革の批判に耐えられるようにしなくてはいけない。
- 民主的な行政運営ができるのであれば、審査会の委員が増えたとしても行革との矛盾 はないのではないか。
- 審査会は、委員数を増やし、部会制をとるということでよいのではないか。
- 審査会の権限については、従来あまり書いてこなかった。
- 調査権限等を規定することによって、審査会の機能が市民にとって、より分かりやす くなるのではないか。

13 市政情報の公開及び提供の推進

- 市政情報の公開及び提供の推進は、入れた方がいい規定だと思う。もし、入れるとすれば、条文の中に入れて、市の積極的な姿勢を示すことの方がいいのではないか。
- 現行条例の第17条を除くことはとてもできないのであって、例えば、「市の説明責任を全うするように~」というような言葉を入れるとか、さらにインパクトのある形容詞をつける言い方ができるかどうかである。

- 任意の情報の提供の中に何が入るのかよく分からないから, 「インターネットに代表 されるような~」などと, 具体的な説明をしていく必要があるのではないか。
- 情報提供は任意のものであったとしても、情報提供制度の充実というよりも、こういうのは、やはり情報公開条例の一環なのではないか。
- 条例の名称が、情報公開条例と変更となる理由から考えると、情報提供制度は非常に 重要な条文になってくる。答申では、具体的な例を挙げて書いておいた方がよいので はないか。
- 条文を分かりやすく書くことと、もう一つ、単なる提供という問題ではないという重みを持たせる必要があるのではないか。
- 情報提供制度は、条例上も、積極的に行うことが義務付けられている制度と位置付けることにより、現行条例より重要になるのではないか。

14 審議会等の会議の公開のあり方

- 会議の際に、プライバシーに関することや事業活動に関することが、部分的に出てき た場合には、どうするのだろうか。
- 会議の途中で、突然、非公開事由に当たることが出てくることもあるのではないか。
- 会議を公開すると、公文書公開条例の非公開事由である意思形成過程情報との整合を 保てるようにしていくことが必要なのではないか。
- 国は審議会は原則公開であり、行革でも公開というのを原則にしている。横浜市も、いろいろな技術的な問題もあろうが、やはり原則公開にする方がよいのではないか。
- 会議は、原則公開でよいと思っている。発言の自由な雰囲気が出ないという点はあるかもしれないが、委員の選任も最初から公開ということを承知で選任すれば何も問題はない。公開で会議をすれば、効率よく審議できるのではないか。
- 絶対に公開できない会議というのもあるのではないか。プライバシーの関係,例えば, 会議中にどうしても個人の名前が出てきてしまう場合である。
- 一般的,抽象的でみんなが賛成する審議会はいいけれども,個別の利害関係がある審議会,特定のものに不利益を与える決定をせざるを得ない審議会などは,なかなか公開できないと思う。それは,個別に事情を明確にすればよいのであって,審議会等は原則公開として,公開できない場合には,その事情を明記するのがよいのではないか。
- 公開とした方が各委員は不用意な発言もできないから、勉強してきて効率よく発言するのではないか。
- 審議会等については、積極的に情報公開の推進を図る観点から、原則公開とすると書く。次に、特段の事情により、会議又は議事録を非公開とする場合は、その理由を必ず明示することとし、議事要旨を原則公開とする。さらに、会議公開、非公開の判断基準を市において策定し、可能なものから順次、会議の公開を実施すべきであると、この3つの内容でよいのではないか。

15 個人情報保護のあり方

※ 総合的な個人情報保護条例の制定に向けて(提言)の検討項目ごとの主な意見(参考 4 76ページ)参照



総合的な個人情報保護条例の制定に向けて

(提言)

平成11年(1999年)3月

総合型個人情報保護条例に関する研究会

提言にあたって

総合型個人情報保護条例に関する研究会は、平成10年9月4日に発表された横浜市公文書公開審査会の「『公文書公開制度等のあり方』に関するこれまでの議論の取りまとめ」の中で示された「個人情報保護のあり方」に関する方向性を踏まえて、横浜市個人情報保護審議会と横浜市公文書公開審査会との協議の結果、両組織委員全員を構成員として設定された検討組織である。

横浜市では、既に平成元年3月に「横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」を制定し、個人情報の「収集・記録の制限」や「利用・提供の制限」などの厳格な規定をするとともに、電子計算機に記録されている自己情報の開示請求権や訂正請求権を保障するなど、個人情報保護を図ってきた。

一方で、手作業処理による個人情報については、それに先立って昭和62年12月に制定された「横浜市公文書の公開等に関する条例」において、「本人開示請求等(訂正請求、削除請求等を含む。)」を認めるなどの個人情報の保護を規定したが、これらの規定ではプライバシー保護が十分でないとの一部意見もあった。

ところで、国においては、昭和63年12月に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が成立し、個人情報の電子計算機処理については、各自治体の実状に応じた保護対策の実施が求められているが、現在国会で審議中の情報公開法案では、手作業処理による個人情報については、自己(本人)開示請求権の問題は除外され、別途の専門的な検討の場で取り扱われるべきものとされている。

しかし、横浜市では、公文書公開制度が見直され、新たな情報公開制度のスタートにあわせ、施行以来10年を迎えようとする個人情報保護制度において、電算処理による個人情報と共に手作業処理による個人情報も対象とする総合型個人情報保護条例を制定することが望ましいとの先の「中間とりまとめ」(平成10年9月4日)を踏まえ、本提言を行うこととしたものである。

そのため、平成10年11月には、横浜市個人情報保護審議会と横浜市公文書公開審査会との合意により、「総合型個人情報保護条例に関する研究会」を設置し、その後同研究会の代表委員からなる総合型個人情報保護条例検討小委員会で、鋭意新たな制度へ向けての問題点や今後条例化に向けて検討すべき課題などを整理した。また、個人情報保護審議会では、この約10年間の新たな状況の変化に対応する観点等からの電算処理固有の課題について主に検討、整理した。

そして、以上の検討内容等を基に、今回の提言を研究会としてまとめたところである。

この提言を横浜市公文書公開審査会に提出することによって、同審査会はこの提言を盛り込んだ答申を横浜市長に提出する予定である。

横浜市におかれては、本提言及び公文書公開審査会の答申を尊重して、今後見直される

情報公開制度との調整を図りつつ、「総合型個人情報保護制度」を確立されることを期待する。

なお、短期間における集中的な検討であったため、方向性のみを示唆したもの、また、 条例化に向けて今後検討課題として問題点を指摘することに留まったものも含まれるので、 新たな条例の制定に当たっては、今後とも必要に応じて、横浜市個人情報保護審議会及び 横浜市公文書公開審査会の意見を聴きながら、制度改善に努められるよう要望する。

平成11年3月

総合型個人情報保護条例に関する研究会

座長 森谷 冝暉

目 次

第	1	提言に当たっての基本的な考え方	
	1	現行条例制定の背景と条例が果たしてきた役割	5 9
	2	電子計算機処理の課題への対応と個人情報保護の推進	6 0
	3	手作業処理による個人情報を対象とすること	6 0
	4	市民・事業者に対する制度の周知	6 1
第	2	新条例制定に向けての提言	
	1	実施機関が管理している個人情報の保護	
	(1)手作業処理による個人情報の保護	6 2
	(2	り自己情報の開示請求権	63
	(3	, 100 State = 100 State	6 4
		:) 電子計算機処理の課題	6 5
	(5	う) 費用の負担	6 7
	2	事業者が保有する個人情報の保護	
	(1		6 7
	(2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	68
	(3) 出資法人等の責務	68
	3	その他制度に関する検討課題	
		個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会の設置	6 9
第	3	今後検討すべき課題	
	(1) 法定代理人の開示請求に係る未成年者等の意思確認	7 0
)死者の個人情報の開示請求	7 0
参	考資		
	1	総合型個人情報保護条例に関する研究会名簿	73
	2	総合型個人情報保護条例検討小委員会名簿	7 4
	3	総合型個人情報保護条例に関する研究会及び総合型個人情報保護	
	粂	例検討小委員会開催経過	7 5
	4	検討項目ごとの主な意見	7 6
	5	横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例	7 9

第1 提言に当たっての基本的な考え方

1 現行条例制定の背景と条例が果たしてきた役割

「横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」(現行条例)は、平成元年 3月に制定され、同年7月に施行されており、現在までに10年近い年月を経ている。

現行条例制定の背景を振り返ると、当時既に、コンピュータを中心とした情報処理、通信技術の急速な発展に伴い、我々の生活にかかわるあらゆる分野の情報が大量かつ迅速に処理されることにより、市民生活の利便性が飛躍的に高まってきた。

これとともに、行政においても情報関連機器の導入が進み、市民サービスの向上 や事務の効率化のために大きな効果をもたらした。

しかし、このような情報化の進展に伴い、プライバシーの保護に対する市民の意識や関心も高まりを見せるようになってきた。

プライバシーの保護に関する国際的動向は、更にさかのぼり、1970年代に欧米諸国等でプライバシーの保護のための法律が制定され、1980年(昭和55年)には、OECD(経済協力開発機構)が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」を採択した。

わが国においても、昭和57年に、当時の行政管理庁に設置された「プライバシー保護研究会」が、「プライバシー保護5原則」を基本とする報告書を発表した。

その後,総務庁を中心とする検討が進められ、昭和62年12月には、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が制定された(平成元年10月施行)。

このような社会情勢を背景として、横浜市においても、同法の成立に先立ち、昭和62年7月に市民、学識経験者等からなる「電子計算機処理等に係る個人情報保護検討委員会」が設置され、同委員会の提言を基に、平成元年2月の横浜市会の議決を得て、「横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」が同年3月25日に制定された。

現行条例は、「プライバシー保護 5 原則」(①収集制限の原則 ②利用制限の原則③個人参加の原則 ④適正管理の原則 ⑤責任明確化の原則)を基本理念とし、行政における個人情報の厳正な取扱いや、電子計算機に記録されている自己情報の開示請求権、訂正請求権等を保障することによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正な運営に貢献してきた。

2 電子計算機処理の課題への対応と個人情報保護の推進

横浜市が行っている電子計算機処理による個人情報取扱業務は、平成10年4月 1日現在で、住民基本台帳業務や新税務システムなど41局区389業務に及び、 膨大な個人情報を保有するに至っている。

仮にも,これらの個人情報が漏えいしたり,不正利用があった場合には,市民生活に計り知れない影響が生じることとなる。

そこで、前述のとおり、「横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」、「横浜市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、システム設置する業務ごとに個人情報保護審議会の意見をあらかじめ聴き、記録項目は事務に必要な範囲になっているか、収集方法は適切か、個人情報の管理は適切か等について審議を行うなど極めて徹底した保護を行ってきており、その水準は十分評価され、かつ、先進的な内容となっているということができる。

しかし、近年のパーソナルコンピュータの急速な普及や、インターネットの飛躍 的増加など情報通信技術の急速な進展、国における住民記録システムの全国ネット ワーク化の導入の検討など、情報をめぐる周辺環境等は着実に変化しており、これ らの新たな環境変化等に対応した個人情報の保護施策の見直しが必要である。

3 手作業処理による個人情報を対象とすること

横浜市が保有する個人情報には、電子計算機処理による情報以外に、手作業処理 による個人情報も大量に存在している。例示すると、法令等に基づく許可申請の際 に提出された書類、「市長への手紙」、児童・生徒の指導要録などである。

これら、手作業処理による個人情報についても、電子計算機処理の場合と同様に 個人の権利利益が侵害される可能性も否定できないので、新たに制定する個人情報 保護条例の対象とすべきである。

このことによって、プライバシー保護に係る諸原則が手作業処理による個人情報 についても適用されることになり、電子計算機処理による個人情報と併せて、横浜 市における個人情報の保護が総合的に推進されることになる。

なお、現在まで、「横浜市公文書の公開等に関する条例」において、個人情報保護の一環として手作業処理による個人情報の本人開示請求等を規定してきたが、これらについても、個人情報保護条例に移管し、統一的に規定すべきである。

また、実施機関職員の個人情報保護に対する意識を見ると、電子計算機処理に係る個人情報については、この10年間にかなり定着してきたということができるが、ごく一部にではあるが、機器の運用管理上に不徹底な点も見受けられることから、引き続き教育・研修の充実に努めるとともに、特に、新たに対象となる手作業処理による個人情報の保護については、職員の大きな意識改革が必要であると思われるので、十分に配意すべきである。

4 市民・事業者に対する制度の周知

新たな制度については、市民の代表である市議会の審議を経て条例の制定により 実施されることになるが、新制度の開始に当たっては、各種広報機能を十分に活用 し、市民の理解を得るよう努めるべきである。

また、個人情報の保護は、行政だけでなく、民間部門の理解と協力が不可欠であるので、行政の個人情報保護施策への協力が得られるように関係団体等に対し働きかけていくことが肝要である。

第2 新条例制定に向けての提言

1 実施機関が管理している個人情報の保護

(1) 手作業処理による個人情報の保護

個人情報の保護については、手作業処理情報と電子計算機処理情報とを併せて対象とした総合的な個人情報保護制度を整備すべきである。

〔説 明〕

現在、横浜市では、「横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」が施行されており、電子計算機処理に係る個人情報の収集・記録、目的外利用、外部提供、事務の委託、自己情報の開示(訂正、削除)請求、個人情報目録の閲覧等について規定を定め、個人情報の保護を図っている。一方で、手作業処理による個人情報については、「横浜市公文書の公開等に関する条例」で本人開示請求に関する定めがあるものの、それ以外の保護施策については条例による規定がなく、個人情報保護制度が十分に整備されていない状況にある。

新たに総合的な個人情報保護条例を制定することにより、手作業処理による個人情報についても条例で保護すべき対象として位置付けるとともに、電子計算機処理に係る個人情報の保護と併せて、横浜市におけるプライバシー保護制度の確立と効果的な保護施策の推進を図るべきである。

なお、手作業処理に係る個人情報取扱事務は、事務の件数が膨大である上に、情報の保有形態や処理方法も多様であることから、そのすべてを一律の保護施策の対象とすることは困難である。 そこで、個別の保護施策の適用に当たっては、事務の形態や特性によっては制度の弾力的な運用を図るなど、効率的な事務処理のもとで効果的に個人情報保護施策を推進し、制度が円滑に定着するように留意すべきである。

(2) 自己情報の開示請求権

何人も、実施機関が保有する自己の個人情報に関する開示請求権(訂正請求権、削除請求権を含む。)を有するものであることを明記すべきである。

個人情報の内容や性質によって、本人にも開示しないことが適当な情報(非 開示情報)については、その範囲を最小限にするとともに、できる限り明確に 規定するものとする。

また、本人の開示請求権の正当な行使のために必要な場合は、法定代理人等による開示の請求を認める旨を明記すべきである。

〔説 明〕

実施機関が保有する自己の個人情報に関する開示請求権は、自己情報のコントロール権を保障する具体的な手段として極めて重要である。横浜市では、個人情報の処理形態が手作業処理か電子計算機処理かによって、それぞれ異なる条例(「横浜市公文書の公開等に関する条例」及び「横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」)で開示請求権を規定しており、情報開示に係る条文上の規定や運用基準が必ずしも同一ではない。

開示請求の制度は、情報の処理形態にかかわらず同一の基準で実施されるべきであり、新条例の中で一元的に規定することが適当である。この場合、情報開示に係る基準や手続を、次のとおり明確に規定することにより、自己情報の開示請求権を具体的に保障する制度とすべきである。

- ア 開示請求権は、実施機関が保有する個人情報に自己の情報が記録されている者 (自然人) であれば、何人にも認められる権利であることを明記すること。
- イ 法定代理人等の開示請求を認める旨を明記すること。
- ウ 請求に係る個人情報が存在しない場合に、不存在について知らせる旨を明記すること。
- エ 開示しないことができる情報とは、次のようなものが考えられるので、その範囲を最小限にするとともに、できる限り明確に規定すること。
 - (ア) 法令又は条例の規定により、本人に開示をすることができないとされているもの
 - (イ) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって開示をすることが適切でないと認められるもの
 - (ウ) 開示請求者以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
 - (1) 市又は国等が行う取締り、監督、検査、争訟、交渉その他の事務事業に関す

る個人情報であって、開示をすることにより、当該事務事業又は将来の同種の 事務事業の目的を損ない、又は公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生じる と認められるもの

(オ) 開示をすることにより、人の生命、身体、健康、財産等の保護、市民生活の安全の確保又は秩序の維持に支障が生じると認められるもの

(3) 事務の委託に関する措置

実施機関が個人情報取扱事務を外部に委託する場合は、手作業処理情報及び電子計算機処理情報のそれぞれの特性に合わせて、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないものとすべきである。

〔説 明〕

現行条例では、実施機関が個人情報を含む電子計算機処理事務を新たに実施機関 以外のものに委託する場合は、あらかじめ、委託の内容、条件等について個人情報 保護審議会の意見を聴かなければならないと規定している。

総合的な個人情報保護条例の制定によって,手作業処理の個人情報取扱事務を委託する場合についても,条例に基づいて個人情報を保護するための措置を講ずることとなるが,基本的には,あらかじめ個人情報保護審議会の意見を聴くなど電子計算機処理の場合と同様の手続によることが望ましい。ただし,事務の件数が膨大である上に,情報の保有形態や処理方法も多様であることから,すべての事務を一律に審議の対象とした場合,個人情報保護制度の円滑な運営に支障を来すおそれも考えられる。

そこで、委託しようとする事務を大別して類型化した上で審議会の審議に供する とともに、それ以降に発生した同類型に属する事務の委託については個別の審議対 象から除外するなど、効率的な制度の運営を図ることも考慮すべきである。

また、個人情報取扱事務の外部委託に際しては、実施機関に当該個人情報の保護 のために必要な措置を講じることを義務付けるとともに、受託した事務に係る個人 情報の保護に関する受託者の責任についても条例中に明確に規定し、実施機関に準 じた適正な管理を義務付けるようにすべきである。

(4) 電子計算機処理の課題

電子計算機処理に係る個人情報の保護については、現行条例のもとでこれまで行ってきた保護施策を引き続き推進するとともに、情報処理及び情報通信技術の革新に伴う新たな課題に対応し、運用上改善すべき点などを見直すべきである。

〔説 明〕

電子計算機処理は、情報等の記録、検索、照合等が大量かつ迅速にできるという特殊性があり、手作業処理に比較して、市民のプライバシーが侵害される危険性が高い。そのため、電子計算機処理の課題に対応した取扱の基本原則、手続を定めることにより、制度の円滑な運営を図ってきたところである。

横浜市における電子計算機処理に係る個人情報の保護は、システムの設置をはじめ、記録項目の限定、データ管理等の適正化、外部提供の個別審議、事務の委託の際の契約の標準化などの運用において極めて徹底されており、十分評価される水準にあると思われる。このため、この水準は、新条例制定後も維持していくべきである。

一方,現行条例の運用は,施行後約10年を経て,この間の情報処理及び情報通信技術の革新などにより,「電子計算機処理」の定義のあり方(ワードプロセッサ(ワープロソフトを含む。)),全国的な住民記録システムのネットワーク化に代表される電子計算機結合の問題,ディスプレイの閲覧などによる電磁的記録そのものの開示への対応等,個人情報保護において,今後対応していかなければならない新たな課題も発生している。

そのため、これらの新たな課題に対応し、運用上改善すべき点などを見直すとと もに、審議会における重要事項・基本的事項の審議の充実・効率化を進めることに よって、制度の円滑な運営を図ることが必要である。

ア 「電子計算機処理」の定義のあり方

(ワードプロセッサ(ワープロソフトを含む。)の取扱い)

情報の検索・抽出・結合など高機能化したワードプロセッサ及びワープロソフトが普及した現在、これらの機能で個人情報を処理するときは「電子計算機処理」とすべきである。

イ 法令等に基づく外部提供

電子計算機処理に係る個人情報を実施機関以外のものに提供することは、個人情報の保護の観点から、今後とも原則として禁止すべき事項である。

しかし、現行条例で「法令に定めがある場合」以外はすべて審議会への諮問を

義務付けている規定を見直し、①本人同意があるとき、②個人の生命等安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき等については事後報告による外部提供も可能とするなど、合理的な除外規定を整備し、条例に明記すべきである。

また、これと併せて、「法令に定めがある場合」の解釈については、より厳正 にすべきである。

ウ 電子計算機結合の制限

実施機関以外のものとの電子計算機の結合は、他の場合と比較して、個人情報 の漏えい、改ざん等が生じるおそれが大きい。このため、現行条例では、「法令 に定めがある場合」のほかは審議会への諮問を義務付けており、かつ、実施上の 厳重な制限を条文に明記している。

現在,国において全国的な住民記録システムのネットワーク化が検討されており,これは現行条例の「法令に定めがある場合」に該当するが,導入に際しては個人情報の適正な保護を図るため、十分検討すべきである。

エ 電磁的記録の取扱い

電磁的記録そのものを開示対象としたとき、ディスプレイの閲覧などによる開示方法も可能であることが望ましいが、このためには、プログラムの作成、マスキング技術、これらの費用負担等の課題があるため、当面は、現行と同様に出力帳票の閲覧及びその交付で対応するものとする。

しかし、将来的には、情報化の進展に合わせて、できるだけ開示請求者の便宜 を考慮した開示方法が可能となるように、その方向性を指向すべきである。

オ その他の課題

(ア) インターネットの取扱い

インターネットのホームページを利用した情報提供等は、今後ますます普及するであろうと思われる。ホームページ等で個人情報を電算処理する場合の基本原則等をあらかじめ定め、個人情報保護の徹底を図るとともに、審議の充実・効率化を図るべきである。

(イ) 地図情報の取扱い

地図情報システムが普及しており、既に行政事務でも活用されているが、今後この傾向は更に進んでいくものと考えられるため、氏名・住所などの明らかな個人情報のほかに、どのような情報が保護すべき個人情報に該当するのかについて、今後検討すべきである。

(5) 費用の負担

自己情報の開示,訂正等の請求及び是正の申出に係る手数料は,無料とすべきである。ただし,情報の開示に当たって,写しの交付を受ける場合は,請求者がその費用を負担するものとし,その旨を明記すべきである。

〔説 明〕

自己情報の開示,訂正等の請求及び是正の申出に係る手数料は,個人情報保護制度の趣旨から無料とすることとし、このことを条例に明記すべきである。

なお、自己情報の開示に当たって、公文書又は出力帳票の写しを交付する場合は、 受益者負担の観点からこれに要する費用は請求者が負担するものとし、実費を徴収 する旨を条例で規定すべきである。

2 事業者が保有する個人情報の保護

(1) 事業者の責務

民間事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利・利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない旨を条例に明記すべきである。

〔説明〕

民間事業者が保有する個人情報の保護は、憲法で保障された営業の自由や表現の 自由と個人のプライバシー権との調整を図るものであるから、本来的には、法律で、 全国的に行うべきものであり、この条例で直接規制を設けることは適当ではない。

したがって、民間事業者が保有する個人情報の保護については、事業者の一般的な責務を条例で規定し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利・利益の侵害を防止するために事業者自らが自主的・自律的に取り組まなければならないことを条例に明記するものとすべきである。

(2) 事業者に対する措置

事業者が保有する個人情報の取扱いについて、個人の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、市長は、当該事業者に対して事実を確認し、個人情報保護に関する勧告を行うなど必要な措置をとることができるものとすべきである。

また、このような措置に実効性を持たせるため特に必要がある場合には、正当な事前手続を経た上で、事実を公表することができるものとすべきである。

〔説明〕

現行条例では、市長は、事業者が電子計算機により処理する個人情報の取扱いについて、市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、個人情報の保護に関する指導及び勧告をすることができ、かつ、事業者がこの勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いた上でその事実を公表できる旨を規定している。

総合的な個人情報保護条例の制定に当たっても、手作業処理の個人情報も含めて、 事業者が保有する個人情報の取扱いが、市民の権利に重大な侵害を及ぼすおそれが ある場合等に、現行条例と同様の措置をとることができる規定を設けるべきである。

また、事業者に適切な指導、勧告を行うためには、その前提として、事実関係を明らかにするための調査手続が必要と考えられるので、当該事実関係を明らかにするために必要な範囲内で、事業者に説明や資料の提出に関して協力を求めることができる旨を規定すべきである。

(3) 出資法人等の責務

市が出資する法人等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適正な 取扱いに関し必要な措置を講じるように、引き続き努めなければならないもの とすべきである。

〔説 明〕

出資法人等は、市とは独立した法人ではあるが、その公共的な性格や、市の業務の経常的な受託などにより市と密接な関係を有することから、一般の事業者以上に個人情報保護に関する措置を求められるものと考えられる。

このことから、現行条例では、出資法人等が電子計算機により個人情報を処理する場合の当該個人情報保護に関する一般的責務を規定しており、市としても出資法

人に対して,個人情報の適正な取扱いに関する要綱の整備等について,具体的な指導を行ってきた。

総合的な個人情報保護条例の制定に当たっても、出資法人に対するこれまでの措置を引き続き推進するとともに、新たに手作業処理による個人情報の取扱いについても、必要な保護措置を講じるように努めるものとすべきである。

3 その他制度に関する検討課題

個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会の設置

個人情報保護制度の適正・円滑な運営を図ることを目的とし、実施機関の諮問等に応じて調査審議等を行うため、市長の附属機関として個人情報保護審議会を、現行条例に引き続き設置すべきである。

また、制度の公正な運営を図ることを目的とし、自己情報の開示、訂正又は 削除の請求に係る不服申立ての審査を行うため、市長の附属機関として個人情 報保護審査会を、新たに設置すべきである。

〔説 明〕

現行条例では、横浜市個人情報保護審議会を設置し、電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する調査・審議及び不服申立ての審査を行う機関としている。

総合的な個人情報保護条例の制定によって、手作業処理に係る個人情報の保護に関する調査・審議及び不服申立ての審査も併せて行うことになるため、条例の解釈・ 運用等に係る審議事項の多様化・複雑化に備えるとともに、開示、訂正等請求の決定に対する救済手続をよりいっそう円滑に進めて行くことが課題となる。

これらの課題に対応する組織体制の確立を図るため、個人情報の保護に関する調査・審議に当たる機関として個人情報保護審議会を引き続き設置するものとし、また、自己情報の開示、訂正又は削除の請求に係る不服申立ての審査に当たる機関として個人情報保護審査会を新たに設置するものとすべきである。

第3 今後検討すべき課題

総合的な個人情報保護条例の施行に当たって,

- (1) 法定代理人の開示請求に係る未成年者等の意思確認の問題
- (2) 死者の個人情報に対する開示請求の問題

などの事項については、未成年者等の人権の尊重や、開示を求める遺族・ 相続人等の権利・利益を擁護する観点から、この制度の運用上の重要課題と して引き続き検討を進めるべきである。

〔説 明〕

(1) 法定代理人の開示請求に係る未成年者等の意思確認について

未成年者等の法定代理人が開示請求を行う場合に、未成年者等本人の意思能力の有無や本人と法定代理人との利害関係などをめぐって、次のような問題点が生じるものと考えられる。

- ア 本人の意思能力の有無をどのような基準で認定するか
- イ 本人の意思確認手続はどのような場合に必要となるか, また, 意思確認は どのような方法で行うのか
- ウ 本人と法定代理人との利害が対立する場合の取扱いをどうするか

なお、現在、国において、高齢化社会への対応や障害者福祉の充実を図る観点から、現行の禁治産・準禁治産制度を抜本的に見直す新たな成年後見制度の導入を検討しており、法制審議会による「民法の一部を改正する法律案等要綱案」が法務大臣に答申されたところである。

今後, 法制化を経て, 平成12年度からの制度導入が予定されているので, 新条例の制定に向けて, この制度の動向も踏まえながら検討を進めていく必要がある。

(2) 死者の個人情報に対する開示請求について

死者の個人情報の取扱いについて、次のような検討課題が考えられる。

- ア 死者の個人情報は、どのような場合に開示請求の対象となるのか
- イ アと関連して、死者とどのような関係にある者が開示請求者として認められるのか
- ウ 開示請求する場合の要件・手続はどうあるべきか

- 1 総合型個人情報保護条例に関する研究会名簿
- 2 総合型個人情報保護条例検討小委員会名簿
- 3 総合型個人情報保護条例に関する研究会及び総合型個人情報保護条例検討小委員会開催経過
- 4 検討項目ごとの主な意見
- 5 横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例



総合型個人情報保護条例に関する研究会委員名簿

(平成10年11月から平成11年3月まで)

氏		名		職	名	等	備	考
◎ 森	谷	冝	暉	産能大学教授			個人情報保証	雙審議会会長
島	田	, ,	支	横浜市立大学	教授		個人情報保証 職務代理者 公文書公開報 職務代理者	雙審議会会長 審査会会長
赤	羽	宏	之	讀賣新聞社人	ディア企画	局専任部長	個人情報保証	雙審議会委員
伊	藤	ア	サ	横浜市民生委	員児童委員	協議会副会長	同 (平成10年)	上 1月まで)
大	木	章	八	弁護士			同	上
奥	平	35	2子	横浜商工会議	所常議員		同	上
澁	谷	利	輝	横浜市町内会	連合会副会	長	同	上
関		久	子	横浜市民生委	員児童委員	協議会副会長	同 (平成10年)	上 12月から)
田	中	ル	IJ	人権擁護委員			同	上
Ш	田	道	則	横浜市労働組	合連盟委員	長	同	上
	辺	夏	雄	横浜国立大学	大学院教授		公文書公開	審査会会長
池	田	陽	子	弁護士			公文書公開名	審查会委員
中	Ш	美位	生子	関東学院大学	教授		同	上
鈴	木	繁	次	弁護士			同	上

総合型個人情報保護条例検討小委員会委員名簿

氏	名	職名等	備 考
◎島 田	茂	横浜市立大学教授	個人情報保護審議会会長職務代理者 公文書公開審査会会長職務代理者
森谷	冝 暉	産能大学教授	個人情報保護審議会会長
大木	章 八	弁護士	個人情報保護審議会委員
田中	ルリ	人権擁護委員	同上
三辺	夏雄	横浜国立大学大学院教授	公文書公開審査会会長

^{◎=}小委員会座長

総合型個人情報保護条例に関する研究会及び 総合型個人情報保護条例検討小委員会開催経過

	開催日	主な審議内容等			
第1回 研究会	平成10年 11月13日	・個人情報保護制度のあり方 ・総合型個人情報保護条例制定に向けた検討体制			
第1回 小委員会	12月18日	・小委員会の検討スケジュールの確認・他都市事例調査結果の聴取・条例制定に向けた検討課題の確認			
第2回 小委員会	平成11年 1月20日	 ・「提言」に盛り込むべき主要事項の確認 ・総合型個人情報保護条例の考え方 ・条例の全体構成及び主要事項の規定内容(事務の委託,審議会・審査会体制等) ・電子計算機処理固有の課題の確認 ・条例施行に向けての重要課題の確認 			
第3回 小委員会	2月15日	・「総合型個人情報保護条例に関する研究会提言」草稿案の審議			
第 2 回 研究会 3 月 3 日		・「総合型個人情報保護条例に関する研究会提言」案の審議及び決定			

検討項目ごとの主な意見

(総合型個人情報保護条例に関する研究会及び総合型個人情報保護条例検討 小委員会における委員の主な発言要旨)

1 自己情報の開示請求権

- 自己情報の開示請求権者を条文上で「何人も」と規定するのであれば、 その言葉の意味が、情報公開条例の公開請求権者としての「何人も」と 混同されないように、用語の意義を明確にして規定すべきではないか。
- 個人情報の内容や性質によっては、本人にも開示しない場合もあるが、 これについてはできる限り限定的に考えるべきであり、実施機関が非開 示と判断した場合に、その判断の根拠が請求者に疑義を持たれることの ないように、非開示事由を明確に規定すべきではないか。

2 事務の委託について

- 事務の委託に際して、個人情報保護のためにあらかじめ措置を講じなければならない旨を条例中に明記しておくことは必要なことだと思う。
- 手作業処理による事務の委託についても、個人情報の安全性を担保する制度づくりが必要ではないか。
- 手作業処理による事務の委託にも、審議会が何らかの関与をすべきである。ただし、すべての委託案件を審議対象事項とした場合は、それに伴う事務作業量の問題も生じてくるので、そのことも考慮しながら、どのような方法で審議会が関与していくかを検討すべきである。
- 事務を大別して類型化し、同じ類型の事務は新規案件だけを審議会で審査し、その後に発生した同類型の事務の委託は、実施機関からの報告を受けるという方法もあると思う。
- 手作業処理による事務は、件数が膨大であると聴いているが、事務の 量的な問題とともに、手作業処理と電子計算機処理とで、個人情報保護 のために必要な措置がどのように違ってくるのか、両者の本質的な相違 は何かについて議論する必要があるのではないか。

3 電子計算機処理の課題

- 電子計算機処理に含まれるものの範囲は、使用する機器やソフトの機能によるべきではないか。
- 電子計算機の結合は限定的に行うものだが、住民記録システムの全国 的なネットワーク化の動きなど、他の制度との整合性を図る必要も出て

くると考えられる。

- インターネットを利用して情報提供する機会が多くなると思うが、個人情報の保護や適正管理を徹底する必要があるのではないか。
- 地図情報システムを活用する場合,地図に表示された情報のどこまで が個人情報として保護の対象に当たるのかを検討すべきではないか。

4 費用負担について

○ 自己情報の開示請求制度は、プライバシー保護を目的とするものなので、開示の実施に要する請求者の費用負担(手数料)は無料とすべきではないか。ただし、コピー等の経費は受益者負担の観点から、実費を徴収することが適当ではないか。

5 事業者に対する措置

- 事業者が保有する個人情報の保護に関する措置の規定は、市の積極姿勢を示すものとして位置付け、きちんと条文に盛り込むべきではないか。
- 事業者に対する措置の前提として、問題のあった事業者に対する事実 関係の調査手続についても条文に明記したほうがよい。
- 条例に基づいて事実関係の調査を行うにしても、調査手続の条文は、 行政指導の一環として行う旨が分かるように、表現方法を工夫して規定 する必要がある。

6 出資法人の責務

○ 出資法人は独立した法人ではあるが、その公共的性格等から、個人情報保護のあり方を重要な問題としてとらえ、条例で規制を適用する範囲や適正な個人情報保護措置をとる責務について、明確にしていくべきではないか。

7 審議会・審査会組織について

○ 現行条例に基づいて設置されている個人情報保護審議会は、新条例に もその制度を引き継ぐものとし、不服申立て審査は、新たに設置する個 人情報保護審査会が担当する考え方でよい。

8 法定代理人の開示請求

○ 法定代理人の開示請求を認める場合には、「子どもの利益」を尊重すべきであり、子どもの人権を擁護する上で問題が生じていないか注意すべきである。

- 未成年者ばかりでなく、成年後見制度にどう対応していくかも検討しなければならない。
- 単に「未成年者等」では対象が分かりにくい。成年後見制度への対応 もあるので、分かりやすい規定とすべきではないか。

横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例

制 定 平成元年3月25日条例第13号 最近改正 平成7年3月24日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、横浜市が電子計算機により処理する市民の個人情報の保護を図るために必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権の擁護及び市政の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 電子計算機 与えられた一連の処理手続に従い,事務を自動的に処理する電子的機器及びその周辺機器で構成される集合体をいう。
 - (2) 個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
 - (3) 実施機関 市長,公営企業管理者,教育委員会,選挙管理委員会,人事委員会, 監査委員,農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(実施機関の責務)

- 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、電子計算機により処理する個人情報の取扱い等について、必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報保護の重要性に対する認識を深めるため、職員に対し教育及び研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報保護の理解と認識を深めるため、市民及び事業者に対し啓発普及活動を行わなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報保護の重要性を認識し、実施機関の行う個人情報保護に関する 施策に協力しなければならない。

(収集及び記録の制限)

- 第5条 実施機関は、個人情報の収集に当たっては、適法かつ公正な手段により行うとともに、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報を、電子計算機に記録してはならない。
- 3 実施機関は、基本的人権を侵害するおそれのある個人情報を電子計算機に記録する場合は、あらかじめ、横浜市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(適正な維持管理)

第6条 実施機関は、電子計算機により処理する個人情報を、正確かつ最新の状態で保持

するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、電子計算機により処理する個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、電子計算機に記録した個人情報で記録しておく必要がなくなったものについては、速やかに、消去する等適切な措置を講じなければならない。

(利用の制限)

- 第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、電子計算機により処理する個人情報をその保有目的以外に利用(以下「目的外利用」という。)してはならない。
 - (1) 法令(条例を含む。以下同じ。)に定めがある場合
 - (2) 公益又は市民の福祉増進のため必要で、かつ、市民の権利を侵害するおそれがない場合
- 2 実施機関は、前項第2号の規定により個人情報を目的外利用した場合は、速やかに、 その旨を審議会に報告しなければならない。

(提供の制限)

- 第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、電子計算機により処理する個人情報を実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。
 - (1) 法令に定めがある場合
 - (2) 公益又は市民の福祉増進のため必要で、かつ、市民の権利を侵害するおそれがない場合
- 2 実施機関は、前項第2号の規定により個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(電子計算機結合の禁止)

- 第9条 実施機関は、電子計算機による個人情報の処理について、実施機関以外のものと 通信回線により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当す る場合は、この限りでない。
 - (1) 法令に定めがある場合
 - (2) 公益又は市民の健康増進のため必要で、かつ、市民の権利を侵害するおそれがない場合
- 2 前条第2項の規定は、実施機関が前項第2号の規定により電子計算機の結合をする場合について準用する。

(事務の委託)

- 第10条 実施機関は、電子計算機により処理する事務で個人情報が含まれているもの (以下「個人情報を含む電算事務」という。)を実施機関以外のものに委託する場合 は、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を含む電算事務を新たに実施機関以外のものに委託する場合は、あらかじめ、委託の内容、条件等について審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 実施機関から個人情報を含む電算事務を受託しているもの又はしていたもの(以下「受託者」という。)は、当該事務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- 4 市長は、受託者が前項に規定する義務に違反していると認めるときは、受託者に対し

その是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。

- 5 市長は、受託者が前項に規定する勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
- 6 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を 聴かなければならない。

(システムの設置等)

- 第11条 実施機関は、電子計算機により個人情報を処理するシステムを設置する場合は、 あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 実施機関は、電子計算機により個人情報を処理するシステムを廃止し、又は変更した場合は、速やかに、審議会に報告しなければならない。

(開示の請求)

- 第12条 実施機関の電子計算機に自己に関する情報が記録されている個人は、実施機関 に対し当該個人情報の開示を請求することができる。
- 2 実施機関は、前項の規定による請求に係る個人情報が、次のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報の開示をしないことができる。
- (1) 法令の規定により、開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価, 判定, 診断, 指導, 選考等に関するもので, 本人に開示しないことが正当と認められるもの
- (3) 開示することにより、実施機関の公正又は適切な事務執行を妨げるおそれがあると認められるもの
- 3 実施機関は、第1項の規定による請求を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該個人情報を開示する旨又は開示しない旨を決定し、その内容を当該請求を行った者に書面により通知しなければならない。この場合において、当該決定が開示しない旨のものであるときは、その理由を当該書面に付記しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由及び決定できる時期を、速やかに、書面により当該請求を行った者に通知しなければならない。
- 5 第8条第2項の規定は、実施機関が第2項第3号の規定により個人情報の開示をしない旨の決定をする場合について準用する。

(訂正及び削除の請求)

- 第13条 実施機関の電子計算機に自己に関する情報が記録されている個人は、当該個人情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対しその訂正及び削除を請求することができる。
- 2 実施機関は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該個人情報を訂正し、若しくは削除する旨又は訂正し、若しくは削除しない旨を決定しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により個人情報を訂正し、又は削除する旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正又は削除をしなければならない。
- 4 実施機関は、前2項の結果を、書面により当該請求を行った者に通知しなければなら

ない。この場合において、当該結果が訂正し、又は削除しない旨のものであるときは、 その理由を当該書面に付記しなければならない。

(他の法令との調整)

第14条 前2条の規定は,他の法令に個人情報の開示又は訂正若しくは削除に関する規 定があるときは,適用しない。

(不服申立てがあった場合の手続)

第15条 第12条及び第13条の規定による請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てが不適法であるとき、又は不服申立てを認容するときを除き、遅滞なく、審議会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。

(是正の申出)

- 第16条 市民は、実施機関が電子計算機により処理する自己に関する個人情報の取扱いについて、法令に違反し、又は不当な取扱いをしていると認めるときは、当該実施機関に対しその是正の申出をすることができる。
- 2 実施機関は、前項の規定による是正の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。

(審議会)

- 第17条 電子計算機により処理する個人情報を保護し、この条例の適正な運営を図るため、審議会を置く。
- 2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うほか、電子計算機により処理する個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ審議する。
- 3 審議会は、電子計算機により処理する個人情報を保護するため、電子計算機の管理運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただ し、再任を妨げない。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報目録の作成及び閲覧)

第18条 実施機関は、実施機関が保有している電子計算機により処理する個人情報に関する目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

(処理状況の公表)

第19条 市長は、毎年1回各実施機関の電子計算機による個人情報の処理状況についてとりまとめ、公表するものとする。

(市長の助言等)

第20条 市長は、市長以外の実施機関に対し電子計算機により処理する個人情報の保護 について、助言し、又は報告を求めることができる。

(出資法人等の責務)

第21条 市が出資する法人等は、電子計算機により個人情報を処理する場合は、個人情報保護の重要性を認識し、当該個人情報の適正な取扱いに関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業者への指導、勧告等)

- 第22条 市長は、事業者が電子計算機により処理する個人情報の取扱いについて、市民 の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、個人情報の 保護に関する指導及び勧告をすることができる。
- 2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を 聴かなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成元年6月規則第69号により同年7月1日から施行)

市民ヒアリング時の意見

第149回(第6回制度見直し)横浜市公文書公開審査会

平成9年11月17日に,「かながわ市民オンブズマン」及び「知る権利・横浜の会」から意見聴取を行った。その結果,次のような意見が出された。

- ① 目的に「知る権利」を明記すること。
- ② 議会,外郭団体も公開対象とすること。
- ③ 公開対象文書を録音、磁気テープまで拡大すること。
- ④ 公文書保存期間を延長すること。
- ⑤ 請求時の文書名特定を柔軟に対応し、文書を請求しやすい制度にすること。
- ⑥ 請求権者を「何人も」とすること。
- ⑦ 請求者のプライバシー保護を徹底すること。
- ⑧ 意思形成過程を公開対象とすることなど、非公開事由を限定すること。
- ⑨ 総合的な個人情報保護制度の創設を図ること。
- ⑩ 審査会の審査を迅速に行うこと。
- ① 口頭意見陳述を休祭日にも開催すること。
- ⑩ 閲覧手数料の無料化とコピー代の引き下げを行うこと。

第172回(第14回制度見直し)横浜市公文書公開審査会

平成10年7月13日に、制度を利用されている市民の方々から意見聴取を行った。 その結果、次のような意見が出された。

- ① 条例に「住民の参政権を保障するための「知る権利」を明記し、情報公開の意義を明確にすること。
- ② 文書請求者の居住・勤務先等の制限を廃止し、外国人を含むすべての人々が開示請求できるようにすること。
- ③ 文書公開の対象となる機関を、議会及び市が出資している特殊法人・外郭団体等にまで拡大すること。
- ④ 対象公文書を「決裁・供覧文書」だけではなく、住民説明会での行動計画など「職員が作成もしくは取得した全ての文書」とすること。
- ⑤ 「非公開事由」を、例えば「著しく支障を来すもの」など、限定的に規定し直すこと。
- ⑥ 行政処分に対し異議申立てがあった場合には必ず意見陳述の機会を保障し、並びに答申期間を1年以内に短縮するなど、救済手続の改善に努めること。

- ⑦ 市民を含む「公文書公開制度改善審議会」を新設し、公文書公開制度の解釈・運用状況を点検し、制度の「見直し」等について恒常的に行えるようにすること。
- ⑧ 「決裁・供覧文書整理簿・委託業務調書」を閲覧文書とし、検索システム等を充 実させること。
- ⑨ 手数料とコピー代を無料化すること。

第186回(第20回制度見直し)横浜市公文書公開審査会

平成10年12月17日に,「かながわ市民オンブズマン」及び「よこはま市民オンブズマン」から意見聴取を行った。その結果,次のような意見が出された。

- ① 「知る権利」「説明責任」は、情報公開制度の基本理念であり、条例の目的規定にこれを明記し、行政の情報公開に対する責務を明確にすること。
- ② 公開の対象となる機関について、議会及び市が出資している特殊法人・外郭団体等にまで拡大すること。
- ③ 対象公文書は、電磁的記録を対象にするとともに、「広く実施機関の管理する文書」とすること。
- ④ 窓口のガイダンス機能を高めることや実施機関の職員に対する制度の趣旨の徹底 を図るなど、文書の検索を容易にする方法について検討すること
- ⑤ 意思形成過程等情報及び行政運営情報は、従来以上に門戸を広げる等、非公開事由を限定すること。
- ⑥ 審査会の審査が長期化しているが、今後は、審査会の審査を迅速に行い、救済手続の改善に努めること。また、部会制の導入、会合の回数の増加など運用で改善できる項目については、速やかに対応すること。
- ⑦ 非公開とした内容でも、他都市で公開としている事例があれば、以後は、公開としていくこと。
- ⑧ 制度の適正利用に係る規定、存否応答拒否の規定は、請求者が自由な請求を行う上での障害となるため、設けぬこと。
- ⑨ 閲覧手数料は無料とし、また、複写費用については減額すること。
- ⑩ 「公文書公開制度運営審議会」を新設し、公文書公開制度の解釈・運用状況を点検し、制度の「見直し」等について恒常的に行えるようにすること。

その他市民から寄せられた意見

1 「広報よこはま」(平成9年11月号)に、「公文書公開制度」改正に向けての意見公募を行った結果、下記の5通の意見が寄せられた。

	意 見 概 要
A	1 自宅に覚えのないダイレクトメールが届き、不愉快な思いをしている。個人情報の保護のあり方について、検討を行うこと。
В	1 行政が保有している情報は、市民の共有財産と考えられるので、請求を受けたものはすべからく公開されることが望ましく、公開範囲の拡大を行うこと。2 請求に当たっての手数料を無料とすること。
С	1 各種審議会の審議と議事録の公開を行うこと。 2 現行手数料の1件300円は高いので、手数料を無料とすること。
D	1 請求に当たっての手数料を無料とすること。2 請求を受けて、公開を決定した文書は、以後、市民情報室などで自由に閲覧できるようにすること。
Е	1 非公開事由のうち、行政の意思形成過程等情報については、積極的に公開していく こと。 2 電磁的記録を対象公文書の範囲に含めること。

2 「公文書公開制度等のあり方」に関するこれまでの議論の取りまとめ(平成10年9月4日発表)について、意見を募集した結果、下記の5通の意見が寄せられた。

1 神奈川県のように、教育委員会事務局に教育情報班を設置するなど、業務に精通し F た担当を置くこと。

2 手数料を無料とし、複写費用の減額を行うこと。

1 環境データのような大量の電子データは、紙ではなく、電子データで公開できるよ うにすること。 G 2 請求権者を,「何人も」とすること。 3 閲覧した情報の使途について、規制を設けないこと。 1 目的に、「説明責務」、「知る権利」を盛り込むこと。 2 実施機関に、議会と外郭団体を加えること。 3 対象公文書は電磁的記録を対象とすること、また、組織共用文書ではなく、広く 実施機関の管理する文書を対象とすること。 4 請求権者は、取りまとめどおり、「何人も」とすること。 5 個人情報はプライバシー型を採用すること、意思形成過程情報の検討は、市民へ 意見を求めること。 6 個人情報保護については、取りまとめどおり、総合条例とすること。 Η 7 審査会の審査の長期化について、抜本的な改善案を早急に示すこと。 8 手数料は無料とし、コピー代は減額すること。 9 文書作成,管理のための規定を設けること。また,文書の適切な検索ができるよ う検討すること。 10 審議会等は、議事録の作成を徹底し、公開を図ること。 11 条例の名称は、情報公開条例とすること。 12 大量請求の抑制規定は置かないこと。 13 存否応答拒否の規定は置かないこと。 等 1 知る権利を明記すること。 2 外郭団体、第3セクター、議会についても積極的に情報公開の推進を図ること。 3 電磁的記録を対象とすること、また、対象を組織共用文書まで拡大すること。 4 請求権者を「何人も」とすること。 5 個人情報について、プライバシー保護型を採用し、プライバシーの侵害に当たっ T て情報は出さないという規定を作ること。 6 手数料は無料、コピー代は減額とすること。 7 審議会等の公開を積極的に進めること。 8 その他運営審議会等を設置すること。 1 制度の名称を、情報公開制度とすること。 2 市議会の議事録や、外郭団体の情報を公開すること。また、対象文書の範囲を決 裁・供覧文書から拡大すること。

-87-

3 公務に関する個人情報は、原則公開とすること。 4 手数料は廃止し、コピー代は10円以下とすること。

5 文書の保存・管理に関する明確な規定を作ること。

J

第169回(第13回制度見直し)横浜市公文書公開審査会

有識者講話会「情報公開に関する諸問題について」(平成10年6月19日開催)

講 師 横浜国立大学名誉教授 成田頼明氏

I 情報公開条例見直しの必要性とその理由

1 客観的状況の変化

我が国では、従来の行政システム・慣行が崩壊し、明治維新・戦後復興に次ぐ第3の 改革の時代に突入している。自治体行政運営に対する住民の批判・監視の強化、ボラン ティア・NPO活動の高まりなど行政に対する住民意識が変化しつつあること、さらに、 諸外国からの外圧により、行政の公正透明性の向上が望まれている等、客観的状況が変 化しつつある。

また、地方分権推進計画により、地方公共団体の自己決定・自己責任能力が強化される動きがある。

このような中で、国の情報公開法の制定、また、東京都の情報公開制度の改定作業は、全国の自治体の情報公開に影響を与えることとなろう。

2 国の情報公開法案の与える影響

(1)基本理念

- ・説明責任・公正透明といった考え方は、旧来の価値観(個性の消失、ムラ社会) には存在しないものであるが、時代は、個人が自己判断で行動し、それによって 生じた結果に対して自己責任を負う社会への転換を求めている。
- ・行政改革委員会情報公開部会で議論した結果,基本理念に「知る権利」は入れず, 国民主権の観点から目的規定に「説明責任」を入れることでまとまった。

(2)情報公開制度の枠組みの違い

- ・請求権者:国は「何人」も対象。地方は、「住民」に限定している事例多い。
- ・対象機関:国の法案では、国会及び裁判所を除く国の機関を対象としている。市 では、議会は対象外。府県では、公安委員会が対象外。
- ・開示義務と非開示事項の定め方:事項的要素と定性的要素を組み合わせた6類型 の区分けにより、非開示事項を厳格化。

Ⅱ 見直しの主要論点

1 請求権者の範囲

電子情報へのアクセスがボーダーレスになってきており、特定の対象者に限定することが困難になりつつあることや、外国人にも門戸を広げたほうが日本の国際化に有益であることから、「何人も」と考える積極説、一方、当該自治体の住民以外の請求に対して、自治体の公費を使って無差別に提供するのは不適切とのことから、「市民に限定する」と考える消極説あり。

2 実施機関

(1)議会(公安委員会),大学

議会を公開対象から除外する理由はないが、最終的には議会の判断に委ねるべき。また、国立大学も、大学自治だからといって聖域とはならない。

(2) 第三セクター

市の管理する機関ということで問題となっており、地方公共団体の場合、100%出資団体か、100%未満も含めるかが争点。

3 対象文書

(1) 行政文書の定義

国は、行政文書の定義を、「職員が職務上、作成または取得した文書・電磁的記録」「行政機関の職員が組織的に用いるもの」としており、東京都も「組織として共用するもの」を対象文書としている。

(2) 電子情報

また、電子情報については、不正請求、不正アクセスへの対処などの課題はあるが、国・東京都ともに対象としている。

4 開示・非開示の枠組み

国の法案では、非開示事項を除き原則として開示義務が生ずるという考え方を採用している。公務員の守秘義務とも密接に関わる問題である。

また、公益に基づく行政の裁量開示規定あり。

5 非開示事項

(1) 個人情報

個人識別型とプライバシー型がある。神奈川県の条例制定時に、プライバシーを 直接条文に書けないことから、外国の事例を参考に、個人識別型を採用したものが 先例として定着し、国の法案も個人識別型を採用している。

(2) 合議制機関情報

対象となる機関の性質により検討を行い、公開・非公開を決すべきである。

(3) 行政運営情報

司法の判断では、甘い規定に過ぎるとの批判あり。信頼関係に支障が生ずることを理由とする非公開情報は、具体的な支障について立証がきちんとできないと原則公開となってしまうため、非公開範囲を限定する必要あり。

6 不存在情報

(1) 現実に文書が不存在

処理済みにより抹消された資料, 火事により紛失してしまった資料等は, 非開示 決定としている例が多い。

(2) 存否情報(グロマー拒否)

資料の有無についても回答しない情報のこと。

(例:国の防衛、外交情報、特定の個人の病歴、入港船舶の核搭載の可否など)

7 手数料

- ・東京都の見直しでも、手数料は争点となっている。
- ・市民運動の代表者からは、知る権利があるから無料にすべきだとの主張がある。
- ・憲法上の権利があるから全て無料でサービスが受けられるというわけではない。
- ・情報公開を請求した人のために職員が特別に対応しているのだから、開示請求権を 不当に妨げるような金額でない限り、利用者が、受益の範囲で負担をするのはおか しくない。

横浜市公文書の公開等に関する条例

制 定 昭和62年12月25日条例第52号 最近改正 平成5年12月15日条例第88号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開等を求める市民の権利を明らかにするとともに、市政 に関する情報の公開及び提供に関して必要な事項を定めることにより、市政に対する市 民の理解を深め、市民と市政との信頼関係を増進し、併せて市民生活の利便の向上を図 り、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実施機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
 - (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びにこれらのものを撮影したマイクロフィルムであって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。
 - (3) 公文書の公開 実施機関が、第5条から第9条までに定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。
 - (4) 公文書の本人開示 実施機関が,第11条から第13条までに定めるところにより,公文書を閲覧に供し,又は公文書の写しを交付することをいう。
 - (5) 公文書の公開等 公文書の公開,公文書の本人開示及び第14条の規定により公文書を訂正することをいう。

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、公文書の公開等を求める市民の権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正利用に関する利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開等を求めるものは、この条例の目的に従いその権利を行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければな

第2章 公文書の公開

(公文書の公開を請求できるもの)

- 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開(第5号に掲げるものにあっては、そのものの有する利害関係に係る公文書の公開に限る。)を請求することができる。
 - (1) 市の区域内に住所を有する者
 - (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の公開の請求手続)

- 第6条 公文書の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(公文書の公開の請求に対する決定等)

- 第7条 実施機関は、前条に規定する請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、前条に規定する請求書を実施機関に提出したもの(以下「請求者」という。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をする ことができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機 関は、請求者に対し、延長の理由及び決定できる時期を、速やかに、書面により通知し なければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により、公開しない旨の決定(第9条第2項の規定に基づき、請求に係る公文書の一部を公開しないこととする場合の当該公開しない旨の決定を含む。以下この項において同じ。)をしたときは、第2項の規定による通知書にその理由を記載しなければならない。

この場合において、公開しない旨の決定をした公文書が、期間の経過により公開する

ことができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る公文書に 第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くこ とができる。

(公文書の公開の実施)

- 第8条 実施機関は、前条第1項の規定により、公文書の公開をすることを決定したときは、遅滞なく、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
- 2 実施機関は、公文書の公開をする場合において、当該公文書の保存に支障が生ずると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより、公文書の公開をすることができる。
- 3 公文書の公開をする日時及び場所は、実施機関が定める。

(公開しないことができる公文書)

- 第9条 実施機関は、請求に係る公文書に次のいずれかに該当する情報が記録されている ときは、当該公文書の公開をしないことができる。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上特に必要と認められるものを除く。)
 - (2) 法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - イ 法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な事業活動によって生ずる支障から市民の生活を保護するため、公開することが公益上必要と認められる情報
 - (3) 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保 及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
 - (4) 国,他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)からの協議,依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
 - (5) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関との間における審議, 検討, 調査研究等に関する情報であって, 公開することにより, 当該審議, 検討, 調査研究等に支障が生ずると認められるもの
 - (6) 市又は国等が行う監査、検査、契約、交渉、争訟、試験、職員の身分取扱いその

他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的が損なわれると認められるもの、特定のものに明らかに利益若しくは不利益を与えると認められるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

- (7) 法令等の定めるところにより、公開することができないと認められる情報
- 2 実施機関は、請求に係る公文書に、前項各号のいずれかに該当することにより公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該公開しないことができる情報の部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、公文書の公開をするものとする。

(公文書の任意的公開)

第10条 実施機関は、公文書の公開を請求することができる場合以外の場合において、 公文書の閲覧又は写しの交付の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとす る。

第3章 公文書の本人開示等

(公文書の本人開示)

- 第11条 第9条第1項第1号に該当する情報に係る個人(公文書の公開を請求できる者に限る。)は、実施機関に対し、当該情報が記録されている公文書の本人開示を請求することができる。
- 2 実施機関は、前項の規定による請求に係る公文書に、次のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の本人開示をしないことができる。
 - (1) 第9条第1項各号に該当する情報(同項第1号に該当する情報にあっては、本人以外の者に係るものに限る。)
 - (2) 本人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、本人に開示しないことが正当と認められるもの

(公文書の本人開示の請求手続)

- 第12条 公文書の本人開示を請求しようとする者は、本人であることを明らかにした上、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(準用)

第13条 第7条,第8条及び第9条第2項の規定は、公文書の本人開示について準用する。この場合において、第7条第1項及び第2項中「前条」とあるのは「第12条」と、

第9条第2項中「前項各号」とあるのは「第11条第2項各号」と読み替えるものとする。 (公文書の訂正の請求等)

- 第14条 前3条の規定により公文書の本人開示を受けた者は、当該公文書に記録されている本人に係る情報の事実の記載に誤りがあるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。
- 2 前項の規定により公文書の訂正を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した 請求書を実施機関に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正の請求に係る公文書の件名
- (3) 誤りの箇所及び訂正の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 3 実施機関は、前項に規定する請求書を受理したときは、実施機関に訂正の権限がないとき、その他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、その誤りを訂正するものとする。
- 4 実施機関は、第2項に規定する請求書を実施機関に提出した者に対し、前項の規定により訂正した旨又は訂正しない旨を書面により通知しなければならない。この場合において、訂正しない旨の通知をするときは、その理由を付記しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、公文書の訂正の実施等については、実施機関が定める。 (公文書の簡易開示)
- 第14条の2 第9条第1項第1号に該当する情報のうち実施機関があらかじめ定めた情報については、当該情報に係る個人は、実施機関に対し、本人であることを明らかにした上、口頭により当該情報が記録されている公文書の開示を請求することができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により、公文書の開示の請求があったときは、遅滞なく、当該公文書の開示の請求をした者に対し、当該公文書を開示するものとする。
- 3 第1項の規定により公文書の開示を請求することができる期間及び場所並びに前項の 規定により公文書の開示をする方法は、実施機関が定める。

第4章 救済手続等

(不服申立てがあった場合の手続)

第15条 公文書の公開等の請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁 は、当該不服申立てが不適法であるとき、又は不服申立てを認容するときを除き、遅滞 なく、横浜市公文書公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対す る決定又は裁決を行うものとする。

(横浜市公文書公開審査会)

- 第16条 前条に規定する諮問に応じて審議を行わせるため、横浜市公文書公開審査会 (以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、公文書の公開等に関する重要事項について調査し、又は審議し、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、市長が任命する委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会は、第1項に規定する審議を行うために必要があるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 市政情報の公開及び提供の推進

(市政情報の公開及び提供の推進)

第17条 市は、公文書の公開等の制度の普及、法令等に基づく情報の公表制度、広報刊行物の発行等の広報活動その他市政に関する情報を広く一般に提供する施策の拡充等の諸施策を総合的かつ積極的に推進し、もって市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が的確に得られるよう努めるものとする。

(市政情報の収集及び整備)

- 第18条 実施機関は、刊行物その他の資料であって市民生活の利便の向上に資すると認められるものを積極的に収集し、及び適正に保管して、これらを市民の利用に供することができるよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、公文書の公開等に当たって迅速かつ的確な検索ができるよう、あらかじめ、目録その他公文書の検索に必要な資料を整備しておくものとする。
- 3 実施機関は、国等の機関等との協力及び連携を図り、市政に関する情報の効果的な収集及び整備に努めるものとする。

(市政情報の公開及び提供施設の整備拡充等)

- 第19条 市長は、市民の利便のより一層の向上を図るため、市政に関する情報の収集及び整備並びにその公開及び提供を推進するための施設の整備拡充に努めるものとする。
- 2 市長は、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、前項に定める施設と区役所その他の市の施設との相互連携の確保に努めるものとする。

第6章 雑 則

(手数料等)

- 第20条 公文書の公開及び公文書の本人開示並びに第10条に定める公文書の任意的公開 については、別表に定める額の手数料を徴収する。
- 2 市長又は公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。
- 3 手数料の徴収の時期, 方法等については, 市長又は公営企業管理者が定める。

(他の法令等との調整)

- 第21条 この条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧、公文書の謄本、抄本等の交付又は公文書の訂正の手続が定められている場合については、 適用しない。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例の規定(前章の規定を除く。)は、横浜市中央 図書館その他これに類する市の施設において収集し、整理し、又は保存している公文書 であって、市民の利用に供することを目的として管理されているものについては、適用 しない。

(実施状況の公表)

第22条 市長は、毎年1回各実施機関の公文書の公開等の実施状況について取りまとめ、 公表するものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、次に掲げる公文書について適用する。ただし、第10条の規定に係る公文書については、この限りでない。
- (1) この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書
- (2) この条例の施行の日前に作成し、又は取得した公文書であって、その保存期間が 10年以上と定められているもののうち目録が作成されたもの

附 則(平成3年12月条例第60号) この条例は、平成4年3月1日から施行する。

附 則(平成5年3月29日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公文書の公開等に関する条例の規定は、この条例の施 行の日以後の請求又は申出に係る手数料について適用し、同日前の請求又は申出に係る 手数料については、なお従前の例による。

別表(第20条第1項)

区 分	単位	金額
閲覧の場合	1件(簿冊にあっては1冊)につき	300円
写しの交付の場合	1件(簿冊にあっては1冊)につき	300円に写し1枚につき 30円を加えた額

- (備考) 1 「1件」とは、決裁、供覧その他これらに準ずる手続を一にするものをい う。
 - 2 閲覧に引き続いて、当該閲覧に係る公文書の写しを交付する場合においては、当該閲覧及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。
 - 3 写しの作成に用いる用紙の規格は、市長又は公営企業管理者が定める。

横浜市の公文書公開制度等のあり方について(答申) ~ 新たな情報公開制度の確立に向けて ~

横浜市広報印刷物登録 第 100752 号 類別・分類 A-DA075 この印刷物は再生紙(古紙混入率 70%)を使用しています。